

専決処分の承認を求めることについて

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

大磯町長 池田 東一郎

理由

令和7年3月31日付けで地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要することから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大磯町長

池田 東一郎

大磯町条例第 12 号

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。